



Kumamoto City

News Release

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日

被災者支援メニュー（学用品支給）の 対象品目に制服を追加します

被災された方への学用品の支給について、この度制服を対象品目として追加しました。

1 対象となる方

令和 8 年熊本地震にてり災され、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）により学用品を喪失若しくは損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、特別支援学校児童・生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）。

2 対象品目

（ア）文房具、通学用品

（イ）制服 ← 今回追加

3 お手続き

9 月 7 日（月）までに、教育委員会事務局学務支援課へ直接連絡。

【お問い合わせ先】

教育委員会事務局 学校教育部 学務支援課

電話：０９６－３２８－２７１６

課長：上坂 恭士（うえさか きょうじ）

担当：田中 聖哲（たなか まさのり）